

事務所だより 2月号　・・・渡邊税理士・社会保険労務士事務所

2026年02月02日

いつもお世話になっております。

寒気とのほか厳しい毎日が続いております。
お風邪など召しませぬようお気を付けください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

目次

2026年2月の税務
相続土地国庫帰属制度 “帰属率” 47%
「こどもNISA」を創設へ

2026年2月の税務

2月10日

1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月2日

12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>

法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>

6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)

消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>

消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 (10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

前年分贈与税の申告 (申告期間: 2月2日から3月16日まで)

前年分所得税の確定申告 (申告期間: 2月16日から3月16日まで)

固定資産税 (都市計画税) の第4期分の納付 (2月中において市町村の条例で定める日)

相続土地国庫帰属制度 “帰属率” 47%

法務省がこのほど公表した「相続土地国庫帰属制度の運用状況」によると、2023年4月27日の制度開始から2年半での累計申請件数は4556件で、このうち国に帰属されたのは2145件でした。累計の“帰属率”は47%となります。

制度運用初年度の24年3月末時点での申請件数は約11カ月間で1905件でしたが、2年目となる25年3月末時点での申請件数は1675件で、2年間の合計でも3580件にとどまっていました。25年4月以降、7カ月間での申請件数は976件。このままのペースで推移すれば前年度並みの申請件数をキープする見通しですが、制度の利用は思いのほか進んでいないといえます。

累計申請件数4556件を地目ごとの内訳でみると、「田・畠」が1755件で全体の38%を占めています。「宅地」が1588件で35%、「山林」が715件で16%、「その他」が498件で11%となっています。

国に帰属された件数は2145件。却下された件数は74件、不承認となった件数も同数の74件、申請を取り下げた件数は801件でした。

申請件数が思いのほか伸びていない理由としては、申請時の必要書類が多いこと、引き取り要件が多岐にわたることなどが挙げられます。申請の際には一筆当たり1万4千円の審査手数料が必要で、申請を取り下げた場合でも返還されず、再申請のたびに費用がかかります。国に帰属されたケースでも10年分の土地管理費相当額の負担金が必要。また、審査に時間がかかることも申請件数が伸びない要因だとされています。申請を受理する各地の法務局では審査に要する標準的な期間を「約8カ月」としています。

法律の附則には、施行5年後に制度の見直しを検討すると明記されています。少子高齢社会の進展による相続の増加で、今後も制度の対象となる土地は増え続けます。こうした状況にもかかわらず申請件数が伸びないのは、制度が使いにくいものだからだといえます。国は28年の法改正に向けて、要件緩和や負担金減額などの検討に着手するべきでしょう。

<情報提供：エヌピー通信社>

「こどもNISA」を創設へ

未成年を対象とした「こどもNISA」が創設される見通しです。現行では18歳以上となっている年齢制限を「つみたて投資枠」に限り撤廃する方針です。政府が2026年度税制改正大綱に盛り込みました。

「こどもNISA」は、子どもの名義で口座を開いて投資運用するものです。運用益は進学など将来の子育て・教育資金に充てることを想定しているといいます。一方、親や祖父母の世代から子や孫の世代への資産移動を円滑にする目的で13年度に創設された「教育資金一括贈与」の特例措置は今年3月の期限で終了する方針。「貯蓄から投資へ」と呼びかける政府・与党は、教育資金についても「贈与」から「投資運用」への移行を促す考えです。同時に、相続税対策として用いられてきた側面もある「教育資金一括贈与」の特例措置を終了させることで、贈与へと向かわなくなった分の資金を「こどもNISA」での投資に呼び込みます。

「こどもNISA」では、親や祖父母による資産運用目的での利用を避けるため、資金を引き出せる年齢を12歳からに制限します。年間の投資枠は通常の120万円ではなく半額の60万円に設定し、非課税で保有できる限度額も600万円に抑えています。

長期の資産形成を目的とする「つみたて投資枠」は、分散投資が可能な投資信託を購入対象としています。現行18歳以上となっている対象年齢の制限を撤廃すれば、制度的にはゼロ歳から投資を開始することも可能になります。

<情報提供：エヌピー通信社>

渡邊秀幸税理士事務所
watanabe.tax@gmail.com